３１ページ

6.障害福祉サービス・障害児通所支援

障害福祉サービス

障害者総合支援法に規定される、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害を含む）、難病等を対象としたサービスは、「自立支援給付」「地域生活支援事業」のほか、児童福祉法に規定される障害児を対象としたサービスがあります。

　「自立支援給付」は、障害の程度や社会活動、介護者や居住の状況などに応じて提供されるサービスで、「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じて提供されるものです。

1.障害福祉サービスの体系

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

（自立支援給付）

介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）

重度訪問介護

同行援護

行動援護

重度障害者等包括支援

短期入所（ショートステイ）

療養介護

生活介護

施設入所支援

３２ページ

訓練等給付

自立訓練

機能訓練

生活訓練

宿泊型

就労移行支援

就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

就労定着支援

自立生活援助

共同生活援助（グループホーム）

補装具

補装具（36ページ参照）

地域相談支援給付

地域移行支援

地域定着支援

（地域生活支援事業）

移動支援

日中一時支援

地域活動支援センター

１－２　障害福祉サービスを利用するための流れ

サービスを利用するためには、市への申請が必要です。申請からサービス利用開始までの流れは次のとおりです。

（介護給付の場合）

障害者福祉課へ申請書を提出

障害者支援区分調査の実施（担当者が、ご自宅や市役所等で、心身の状況に関する調査を実施）

障害支援区分の認定

サービス等利用計画案の提出

市による支給決定、受給者証の交付

事業者と契約、サービスの利用開始

（訓練等給付・地域相談支援給付の場合）

障害者福祉課へ申請書を提出

障害者支援区分調査の実施（担当者が、ご自宅や市役所等で、心身の状況に関する調査を実施）

サービス等利用計画案の提出

市による支給決定、受給者証の交付

事業者と契約、サービスの利用開始

３３ページ

２　サービス等利用計画・障害児支援利用計画

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

指定相談支援事業者がサービス利用者の課題解決や、適切なサービス利用を支援するために計画を作成します。費用は無料です。ご希望する場合は、担当窓口までご相談ください。

障害児通所支援

１　障害児通所支援（児童福祉法によるサービス）

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

障害児通所給付

児童発達支援

医療型児童発達支援

放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援

保育所等訪問支援

1-2．障害児通所支援を利用するための流れ

障害児通所支援を利用するには、市への申請が必要です。

障害者福祉課へ申請書を提出

サービス等利用計画案の提出

市による支給決定、受給者証の交付

事業者と契約、サービス利用開始

その他

１　在宅障害者（児）ショートステイ事業

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

介護者が疾病等により障害者（児）を一時的に介護できない場合や介護者が休養を必要とする場合に、障害者（児）を保護します。（ＡＢ共通）

Ａ－知的障害者援護施設　　なごみ（運営　社会福祉法人　調布市社会福祉事業団）

Ｂ－障害者支援施設　　みずき（運営　社会福祉法人　足立ホウエイ会）

３４ページ

（定員）

　　Ａ　いちにちにつき府中市枠2人、3市共同枠2人

　　Ｂ　いちにちにつき1人

（申込・予約方法）AB共通

　事前に利用登録申込を行い、利用登録決定を受けてください。登録後、利用の予約・利用申込をしてください。予約は利用2か月前の1日（1日が休日の場合は最初の平日）から障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）の電話にて受付を開始しています。

２　東京都在宅難病患者一時入院事業

東京都が契約した病院に、必要と認められた場合入院できます。入院期間は最長１か月間が原則です。年間（年度内）で通算して90日を限度とします。ただし、希望どおり入院できない場合があります。ご希望の場合は保健所にご相談ください。

窓口

東京都多摩府中保健所　保健対策課　地域保健第一担当

ＴＥＬ：０４２－３６２－２３３４

3.都　重度脳性麻痺者介護事業

担当窓口：障害者福祉課援護係

登録された介護にんが、外出の手引き、同行その他必要な用務を行った際に手当てを支給します。

利用日数は、1か月12日以内です。

（介護にん登録）

　介護にんは、家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）のみ登録できます。ただし、市区町村

３５ページ

の職員は登録できません。

４　重症心身障害児（者）及び医療的ケア児在宅レスパイト事業

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）及び障害児に対し、府中市と委託契約した訪問看護事業者の看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュを図ります。

(1)利用時間は単年度144時間を超えない範囲（年度途中に利用開始した方は、翌年3月までの月数に12時間を乗じた範囲）。

(2)1回につき、2時間から4時間まで30分単位で利用できます。